

令和2年度法務省委託

新型コロナウイルス感染症対策に関する人権啓発動画広告等の企画・制作・
実施に係る入札（仕様書）

1 件名

新型コロナウイルス感染症対策に関する人権啓発動画広告等の企画・制作・実施

2 目的

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見等の様々な人権問題が発生しており、これに対して、新型コロナウイルス感染症対策分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ（以下「偏見・差別等WG」という。）は、令和2年11月に、国に対して、「感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化」（偏見・差別等WG「これまでの議論のとりまとめ」4.（1）①）等を提言している。

これを踏まえ、動画広告や交通広告等を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた人権啓発を目的として行うものである。

※ 新型インフルエンザ等対策有識者会議「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」のこれまでの議論の取りまとめ（令和2年11月）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html> を参照

3 訴求対象

国民全般を訴求対象とするが、特に、人権問題に高い関心を持っていない層や、自己の差別感情や誤解に無自覚な者に対して、「気づき」を与え、正しい理解を促すことを訴求する。

4 発注概要

- (1) 広告用動画の制作・実施
- (2) 交通広告の制作・実施
- (3) リーフレット又はパンフレットデータの作成
- (4) その他効果的な広報（受注者が提案する1案以上のものであって、当センターが応諾したものを提案）
- (5) 特設ウェブページの制作
- (6) 本事業の効果検証に関する企画・立案、実施
- (7) 実施結果報告書の作成

5 実施内容

- (1) 広告用動画の制作・実施
広告用動画データを作成し、実施（YouTubeでの広告等）する。

内容例は、以下のとおりであり、このうちアに基づく動画の作成及び実施は必須とし、その他の動画を、イからオまでの例も参考にしながら、1案以上提案すること。

なお、イからオまでの例は、飽くまで例であり、内容はこれに限られず、上記2の目的に照らし、上記3の対象に訴求力のある動画を提案すること。

ア 感染症対策著名有識者等（法務省において新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身分科会長に動画出演を依頼し、内諾済み）から、誤った情報に基づく差別、偏見をなくし、正しい知識を得ることを促すもの

イ よく見るウェブサイトや身近な人からの誤った情報を信用していないかを問い、正しい知識を得ることを促すもの

ウ 罹患経験者等の「誰でもかかる」体験等から、感染者等への誹謗・中傷の防止を呼びかけるもの

エ 啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～である「「誰か」のことじゃない。」を活用したもの（人権問題を「誰か」のことではなく、自分自身のこととして捉えることを促すもの）

※ 啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken134.html>

オ 人権週間用デジタルサイネージ広告（コロナ差別）の活用

※ 法務省ウェブサイト人権週間特設ページ

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html>

※ YouTube 法務省チャンネル掲載動画

「STOP！コロナ差別 ～差別や偏見を思いやりやエールに！～」

<https://youtu.be/VeBZNbWza8U>

カ その他

制作した動画が有音である場合は、字幕付きと字幕なしのものを制作する。

(2) 交通広告等の制作・実施

交通広告等を制作し、実施する。

内容例は、以下のとおり。

ア 上記5（1）で作成した動画を活用した街中媒体用広告

イ 人権週間用デジタルサイネージ広告（コロナ差別）を活用した交通広告

※ 上記5（1）のオ参照

ウ 実施エリア、鉄道会社及び路線については指定しないが、訴求対象に照らし、効果的であると想定される内容を提案すること。

(3) リーフレット又はパンフレットデータの作成

上記5（1）及び（2）の内容を踏まえてリーフレット又はパンフレットの原版となるデータを作成する（A4で1～2枚（2ページ～4ページ）の分量を想定）。

※ 参考：新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会リーフレット

http://www.jinken-library.jp/corona2020/pdf/jinken_sairoku_leaflet.pdf

※ リーフレット又はパンフレットの印刷及び配送は、含まない。リーフレット又はパンフレットは法務局・地方法務局などの行政機関や、公衆衛生に関連する団

体（飲食業、理美容業、旅館ホテル業、クリーニング業等）や食生活改善員等を通じて、広く配布する予定である。

（４）特設ウェブページの制作

上記５（１）から５（３）までの広告のランディングページ（LP: Landing Page）となることを基本として、無自覚のまま差別感情を持っていないか等の「気づき」を与えるページを作成し、国などで感染状況を踏まえて更新される情報・知識（「感染リスクが高まる『５つの場面』」（令和２年１０月２３日第１２回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）、「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての１０の知識」（令和２年１０月２９日厚生労働省））等で正しい知識を得ることの重要性を説明するウェブページを作成する。

また、法務省ウェブサイトの「新型コロナウイルス感染症に関連して-不当な差別や偏見をなくしましょう-」のページの改修も併せて提案すること。

なお、同ウェブページのアップロード先については、本件受注者に対して別途指示する。

※ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※ 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

<https://corona.go.jp/>

※ 新型コロナウイルス感染症に関連して-不当な差別や偏見をなくしましょう-（法務省）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

（５）その他効果的な広報（１案以上を提案）

上記５（１）から（４）まで以外に、任意の媒体による広報を１案以上提案すること。提案に際しては、上記５（１）から（４）までの少なくともいずれか１つと連動した広報とし、広報媒体と実施期間、媒体の選択理由等も併せて提案すること。

また、厚生労働省が展開する「#広がれありがとうの輪」プロジェクトとの連携についても提案すること。

※ 参考：広がれありがとうの輪（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15257.html

（６）本事業の効果検証に関する企画・立案、実施

以下のとおり効果検証を実施すること。

ア 調査対象は国民全般とし、性別や年代別、地域別等による集計を行う。

イ 設問数については、２０問程度とする。

ウ 有効回答数については１、０００以上とする。

エ 効果検証のための設問数や内容、選択肢等の必要な要素については、受注者からの提案に基づき、当センターと受注者との協議の上、必要な修正等を行った上で決定する。

オ デジタル広告について、アンケートによる効果検証に代えて、実施期間中のモニター調査等による効果検証が可能であれば、提案すること。

(7) 実施結果報告書の作成

以下のとおり実施結果報告書を作成すること。報告書の内容については、複数回に渡る修正指示が予想されるため、これに迅速に対応すること。

ア 本事業に基づく広報活動の実施結果、効果検証の結果を集約する。

イ 内容として、以下の各要素は必ず含まれる形で構成する。

(ア) 表紙、目次

(イ) 実施媒体と広報掲載（実施）内容が分かるもの

(ウ) 効果検証の集計結果及び分析結果

ウ 集計結果は、表やグラフ等を活用する。

6 成果物・納品

(1) 成果物

ア 5（1）で制作した広告用動画データ。

(ア) ストリーミング配信用データ：4セット

※ 制作した全てのバージョン。

※ DVD-R、USBメモリ等の媒体で納品すること。なお、納品する媒体については、収録されている中身が分かるようにすること。（ジャケットや盤面等に印字する等）

(イ) 映像原版を記録した適宜のメディア：1又は2セット

※ HDCAMマザーテープまたはハードディスク等の記録媒体により納品すること。

※ HDCAMマザーテープの場合、各バージョン1セットづつとし、必要に応じてVTR用キューシートを添付すること。

※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。

(ウ) 完成台本データ及び字幕データ：4セット

(エ) 広報用写真：4セット

※ 主要な場面等の写真データ（5～10枚程度）

イ YouTubeでの広告等の実施結果報告：2セット

※ 提案内容に則して5（1）で実施するYouTubeでの広告等の実施結果をとりまとめ、その傾向や簡単な分析をとりまとめたもの。

ウ 交通広告等の実施結果報告：2セット

※ 提案内容に即して5（2）で実施する交通広告等の実施結果をとりまとめ、実際の様子が見えるイメージ（写真等）をはじめ、その傾向や簡単な分析をとりまとめたもの。

エ 5（3）で作成するリーフレット又はパンフレットデータ：4セット

(ア) 印刷用原版データ

※ オリジナル版下データ及びPDFデータ（印刷の版下としても使用可能な高解像度のもの）

(イ) PDFデータ（ウェブ上での公開等を想定）

オ 特設ウェブページのデータ等：2セット

※ 5（4）で制作する特設ウェブページのデータを当方が指定するウェブサイト
のサーバーにアップロードする際、特設ウェブページへのアクセス数をカウ
ントするための必要なタグ等の要素を含めるようにすること。また、そのため
の連絡・調整を行うこと。

※ DVD-R、USBメモリ等の媒体で納品すること。なお、納品する媒体に
ついては、収録されている中身が分かるようにすること。（ジャケットや盤面等
に印字する等）

カ その他効果的広報の成果物：2セット

5（5）で実施する、提案内容に則した広報の制作物をはじめ、実施結果をと
りまとめ、その傾向や簡単な分析をとりまとめたもの等。

キ 効果検証の結果をとりまとめたデータ：2セット

ク 実施結果報告書

（ア）データ：2セット

（イ）出力し、製本されたもの：2セット

(2) 納品期限

ア 上記5（1）で制作する動画データのうち、6（1）ア（ア）のストリーミング
データ：完成次第、納品。

イ 上記5（3）のリーフレット又はパンフレットの原版となるデータ：令和3年
3月5日（金）

ウ ア及びイ以外： 令和3年3月30日（火）

(3) 納品場所

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

（〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1）

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

（〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12）

※ 各納品先への納品数については、本事業の受注者に別途指示する。

7 応募概要

(1) 提出書類

ア 企画書（次の要素を盛り込むこと）

（ア）企画意図、趣旨、体制図等

（イ）企画概要

（ウ）「任意の広報媒体」に関する提案資料

（エ）実施スケジュール

イ 補足資料等 ※ 任意

ウ 実績（今回の企画に類するような実績が分かる資料） ※ 任意

エ 入札書（別紙の様式を使用し、提出の際は封かんすること）

オ 委任状（書式自由、代表者が入札する場合は不要）

カ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し

※ アからウまでについては、社名入り3セット、社名無し3セット、計6セットを提出すること。

※ エからカまでについては、1セットを提出すること。

(2) 書類提出期限

令和3年1月18日（月） 午後4時00分まで（厳守）

※ 上記7（1）エからカまでについては、令和3年1月25日（月）午後1時55分までに提出すること）

(3) 開札

令和3年1月25日（月） 午後2時00分から

※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター・応接室にて実施予定

(4) 落札方式

総合評価落札方式

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、令和3年1月7日（木）の午後5時00分までに、当センター宛てに電話又はEメールにて連絡すること。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 令和2年12月25日（金） | 入札情報開示 |
| (2) 令和3年 1月 7日（木） | 入札参加希望連絡期限 |
| (3) 令和3年 1月18日（月） | 企画書等（入札書を除く）提出締切 |
| (4) 令和3年 1月25日（月） | 入札書提出締切、開札、受注者決定 |
| (5) 適宜 | 提案に基づいた広報 |
| (6) 適宜 | ストリーミングデータ納品（完成次第） |
| (7) 令和3年 3月 5日（金） | リーフレット又はパンフレットの原版となるデータ納品 |
| (8) 適宜 | 効果検証調査項目案作成・検討・調査実施 |
| (9) 令和3年 3月30日（火） | 実施結果報告書等、成果物納品 |

9 その他

- (1) 別添総合評価基準書に基づき落札者を決定する。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 本入札の参加に要する経費は、各社負担とする。
- (4) 本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者負担とする。
- (5) 本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
- (6) 本件業務を実施するに当たって、知り得た法務行政や当センターに関する情報につ

いては、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。

- (7) 本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (8) 本仕様書に基づき制作した各種素材及び広報に関する全ての著作権は、法務省人権擁護局に帰属するものとする。なお、受注者は法務省人権擁護局及び当センターに対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。また、受注者はそのことについて企画書中に明記すること。
- (9) 契約締結後に、各広報掲載媒体の運営管理者が広報掲載メニュー等を変更したことにより仕様書に定めるメニューに広報を掲載することができなくなった場合は、当センターと協議の上、仕様書に定めるものと同等のメニューを用意すること。
- (10) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、入札金額を訂正した入札書、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (12) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (13) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
- (14) 本件に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、直接連絡せず、当センターを通じて確認・連絡を行うこと。
- (15) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (16) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。

10 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 公益財団法人人権教育啓発推進センター
- (2) 監督職員： 公益財団法人人権教育啓発推進センター

11 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部 松本・野中

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802 (代表) / FAX 03-5777-1803

Eメール① matsumoto@jinken.or.jp

② nonaka@jinken.or.jp

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>

ツイッター https://twitter.com/jinken_center

YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp>